

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）

- 1 社会福祉業務手当の額の限度額を改定することとした。（第 6 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）

- 1 家畜改良増殖法施行規則が改正されたことに伴い、家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

- 1 個人の県民税に関する経過措置のうち、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる寄附金が支出された期間を改めることとした。（附則第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県食品衛生条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）

- 1 条例の題名を佐賀県食品衛生法施行条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 営業許可を受ける際に満たすべき営業の施設の基準は、食品衛生法施行規則で定める基準とすることとした。（第 1 条の 3 関係）
- 3 条例で定めていた営業の許可及び登録に関する規定を削ることとした。（第 2 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 9 条関係）
- 4 営業許可業種として政令に規定される 32 業種の許可に係る申請手数料について定めることとした。（別表関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 難病患者の社会参加の一層の推進を図るため、佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例ほか 3 条例について、観覧料を免除する対象者に難病患者を加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）

- 1 佐賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営基金の設置期限を延長することとした。（附則第 2 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。